

塩尻市有害図書類等の自動販売機等の規制に関する条例

平成20年3月26日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、有害図書類等の自動販売機等を規制することにより、有害図書類等から青少年を保護し、もって青少年の健全な育成に資することを目的とする。

(条例の解釈及び適用)

第2条 この条例は、前条に規定する目的を達成するためにのみ適用するものであって、これを拡張して解釈することにより、何人に対しても、その自由及び権利を不当に制限するようなことがあってはならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
- (2) 図書類 書籍、雑誌その他の印刷物、図画、写真及びフィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロム、音盤（録音テープを含む。）その他映像又は音声記録されているもので機器を使用して当該映像又は音声再生されるものをいう。
- (3) がん具類 がん具その他これに類するものをいう。
- (4) 自動販売機等 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機をいう。
- (5) 自動販売業者 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営む者をいう。

(市の責務)

第4条 市は、有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等に係る対策を講ずるとともに、市民等と連携して青少年の健全な育成のために必要な施策を実施するものとする。

(市民等の責務)

第5条 市民は、有害図書類及び有害がん具類の自動販売機等の規制に関し、地域での活動を推進し、青少年の健全な育成のための環境の整備に努めなければならない。

- 2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で青少年を現に監護するものをいう。）は、青少年が自動販売機等から有害図書類及び有害がん具類の購入及び借受けをしないように指導するとともに、その監護する青少年を健全な環境の中で育成するよう努めなければならない。

(自動販売業者の責務)

第6条 自動販売業者は、自動販売機等に収納する物品、自動販売機等の設置場所及び管理方法等について配慮し、青少年の健全な育成を阻害することのないよう努めなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第7条 自動販売機等を用いて図書類又はがん具類（専ら児童の遊戯に供するものを除く。以下この条及び附則第2項において同じ。）の販売又は貸付けを営もうとする者は、図書類又はがん具類の自動販売機等を設置しようとするときは、当該自動販売機等ごとに、販売又は貸付けを開始する日の20日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (2) 自動販売機等の設置場所並びにその場所の提供者の氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）
- (3) 自動販売機等に収納する図書類又はがん具類の種類
- (4) 自動販売機等の名称、型式及び製造番号
- (5) 販売又は貸付けを開始しようとする年月日
- (6) 自動販売機等を管理する者（以下「自動販売機等管理者」という。）の氏名、住所及び電話番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 自動販売機等管理者は、規則で定める要件を満たした者であって、自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなったときに、直ちに当該図書類又はがん具類を自動販売機等から撤去することができるものでなければならない。この場合において、自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営もうとする者が市内に居住する者であるときは、当該者が自動販売機等管理者を兼ねることができる。

3 第1項の規定による届出をした者は、届出に係る事項に変更があったとき、又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止した日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、設置する自動販売機等の見やすい箇所に、その氏名、住所及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明確に表示しなければならない。前項の規定による変更の届出をしたときも、同様とする。

(有害図書類の指定)

第8条 市長は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を有害図書類として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもので規則で定める基準に該当するもの

2 市長は、前項の規定により有害図書類の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当する図書類は、第1項の規定による指定があったものとみなす。

- (1) 書籍又は雑誌であって、全裸、半裸若しくはこれらに近い状態での卑わいな姿態又は性交若しくはこれに類する性行為（以下「卑わいな姿態等」という。）を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）の数が、20ページ以上あるもの又は当該書籍又は雑誌のページの総数の5分の1以上を占めるもの
- (2) 卑わいな姿態等を被写体とした写真（印刷されたものを除く。）で規則で定めるもの
- (3) カード、ちらしその他これらに類する印刷物であって、卑わいな姿態等を被写体とした写真又は描写した絵で規則で定めるものが印刷されているもの
- (4) フィルム、ビデオテープ、ビデオディスク、ディー・ブイ・ディー、シー・ディー・ロムその他映像が記録されているものであって、卑わいな姿態等を描写した場面で規則で定めるものの時間が合わせて3分を超えるもの又は当該場面の数が20場面以上あるもの若しくは総場面数の3分の1以上を占めるもの

(有害がん具類の指定)

第9条 市長は、がん具類の形状、構造又は機能が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該がん具類を有害がん具類として指定することができる。

- (1) 青少年の性的感情を著しく刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの
- (2) 青少年の粗暴性又は残虐性を著しく助長し、その健全な育成を阻害するおそれがあるもの

2 市長は、前項の規定により有害がん具類の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するがん具類は、第1項の規定による指定があったものとみなす。

- (1) 専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で、規則で定める形状、構造又は機能を有するもの
- (2) 下着の形状をしたもの

- (3) 使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表現若しくは形態を用いて、包装箱その他の物に収納されている下着
(自動販売機等への有害図書類及び有害がん具類の収納の禁止)

第10条 自動販売業者は、有害図書類又は有害がん具類を自動販売機等に収納してはならない。

(有害図書類及び有害がん具類の撤去)

第11条 自動販売業者及び自動販売機等管理者は、自動販売機等に現に収納されている図書類又はがん具類が有害図書類又は有害がん具類に該当することとなったときは、直ちに当該図書類又はがん具類を自動販売機等から撤去しなければならない。

- 2 市長は、有害図書類又は有害がん具類が前条及び前項の規定に違反して、自動販売機等に収納されているときは、当該自動販売業者及び自動販売機等管理者に対し当該図書類又はがん具類の撤去その他の必要な措置を命ずることができる。

(適用除外)

第12条 第7条から前条までの規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(審議会の設置)

第13条 市長の諮問に応じ、第16条に規定する事項を調査審議するほか、青少年の健全な育成に関する事項を調査審議するため、塩尻市青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織等)

第14条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。
5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第15条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会への諮問)

第16条 市長は、第8条第1項又は第9条第1項の規定による指定をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(立入調査)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業を行っている時間内に、図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所に立ち入らせ、当該自動販売機等を調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、調査、質問又は資料の提出を求める権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条の規定に違反した者
- (2) 第11条第1項の規定に違反した者
- (3) 第11条第2項の規定による命令に従わなかった者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第7条第1項又は第3項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第7条第4項の規定に違反した者
- (3) 第17条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をし、又は同項の規定による資料の提出を拒み、若しくは虚偽の資料を提出した者

(両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第19条及び第20条の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に自動販売機等を用いて図書類又はがん具類の販売又は貸付けを営んでいる者は、第7条第1項に規定する者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「販売又は貸付けを開始する日の20日前までに」とあるのは、「平成20年9月30日までに」とする。